

東北地方太平洋沖地震の被災者等に対する  
就労支援への協力についてのお願い

佐賀県では、被災された方や避難されている方を支援する「佐賀県きずなプロジェクト」を立ち上げ被災者等の受入れ等に取り組まれています。

事業の一環として、「被災者等雇用促進支援事業」を創設し、佐賀県中小企業団体中央会を事業委託先として実施されます。

商工会議所会員企業の方へ、県全体で被災者を支援する「佐賀きずなプロジェクト」の趣旨をご理解いただき、被災者の採用をご検討お願い致します。

\*お問い合わせは、鳥栖商工会議所 徳淵・村山までご連絡下さい。

東北地方太平洋沖地震の被災者等に対する就労支援への協力  
について（お願い）

県政の推進につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震による未曾有の被害を踏まえ、本県では、被災された方や避難されている方を支援する「佐賀きずなプロジェクト」を立ち上げ、支援物資の被災地への輸送、義援金の受付、被災地への職員派遣、総合相談窓口の設置、被災者等の受入れ等に取り組んでいます。

被災者等の受入れについては、市町や旅館・ホテル業界等の協力のもと、受入体制の確保に向けて積極的に取り組んでいます。被災地における避難生活の長期化とともに、今後、他地域へ避難又は移住する被災者等が増加するものと思われれます。

他地域に避難又は移住される被災者等にとっては、まずは生活拠点である住宅の確保と当面の生活資金が必要ですが、次のステップでは、移転先での生活安定を図るための就労の場の確保が必要となります。

そこで、県では、佐賀県に避難又は移住される被災者等の就労の場を確保するため、「佐賀きずなプロジェクト」の一環として、

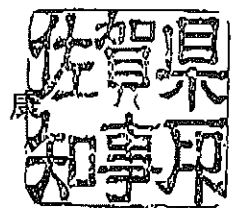
- ・ 県自らによる被災者等の雇用枠の確保
  - ・ 県内企業による被災者等に対する採用（求人提出）の呼び掛け
  - ・ 被災者等を雇用された企業に対して財政的支援を行う「被災者等雇用促進支援事業」の創設
  - ・ 職業訓練を希望される被災者等に対する積極的な支援
- 等に取り組むことといたしました。

経済は、長引く景気低迷に加えて、今回の大震災により先行き不透明な状況ではありますが、県全体で被災者等を支援する「佐賀きずなプロジェクト」の趣旨を御理解いただき、貴連合会加盟企業の皆様方に対して、被災者等の採用（求人提出）を呼び掛けていただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

平成23年4月4日

佐賀県商工会議所連合会会長 井田出海 様

佐賀県知事 古川



# 被災者等雇用促進支援事業

- 事業目的 東北地方太平洋沖地震を契機に佐賀県内に一時移住又は定住される方を対象として、県内企業において一定期間雇用することにより、被災者等の生活の安定を図ります。
- 対象者 東北地方太平洋沖地震の被災者等  
(災害救助法適用の7都県からの移住者)
 

岩手県(全域)、宮城県(全域)、  
 福島県(全域)、青森県(一部)、  
 茨城県(一部)、栃木県(一部)、  
 千葉県(一部)
- 事業内容 被災者等を雇用した企業に、賃金(賞与、通勤手当、事業者が負担すべき社会保険料等を含む)と職場研修や職場外での研修費用等を支給します。
- 支援期間 平成24年3月末まで
- 手続き
  - ・ハローワークで求人を出す際に、「被災者等雇用促進支援事業を希望します。」と申し出てください。
  - ・事業委託先の「中小企業団体中央会」が企業に連絡した上で、具体的な事業概要や手続きについて説明します。

問い合わせ先: 佐賀県 雇用労働課 就職支援担当 TEL:0952-25-7310  
 佐賀県 中小企業団体中央会 TEL:0952-23-4598

